



こさがわちょう

第141号

令和2年4月15日

議会だより

編集発行

和歌山県

古座川町議会

TEL 0735-72-3410

FAX 0735-72-1858



クマノザクラ（峯）

令和2年3月 定例会（3月3日～3月18日）

新年度予算・質疑応答 2～7ページ

令和元年度補正予算 8ページ

一般質問に6議員 9～15ページ

条例改正、編集委員会より 16～18ページ

令和2年度当初予算・条例改正などを審議

当定例会には、令和2年度当初予算8件、令和元年度補正予算8件、条例関係2件、その他7件、計25件が提出され、原案のとおり可決しました。主な議案審議について要約して掲載しています。

令和2年度当初予算

森林環境譲与税など

一般会計29億1580万円を可決

施政方針に 対する質疑

問

高台住宅の確保、若者定住や移住定住を見すえた、新たな住宅地の形成に向けてとあるが。

答

高速道路の南進などを踏まえて、宅地造成をはじめ、移住定住促進のため、空き家の活用など積極的に進めていく。

問

ふるさとバスの運行を随時見直し、有償タクシー制度の導入などについて調査研究を進めるとあるが、時間的余裕がないのではないか。

答

見直しをしたので一年間は運行する。白タク制度の導入も話を進めていく。

問

池野山集会所整備事業では、シャワールームの設備がないが、長期避難に備えて設置すべきではないか。

答

再度、地元の方がたと相談し、修正ができないか検討していく。

問

猿による農作物への被害が出ており、高池小学校の近くにも出没しているが対策は。

答

猿はかしく対策が難しい。猟友会とも相談し対策を講じていく。

問

観光施設の維持管理

答

とキャンプ場の整備促進、サイクリングやロケツト関連事業など広域的な取り組みとあるが。

問

いろいろな入り込みもあると思うので積極的に対応していきたい。

問

法律で各自治体は、2025年までに地域包括ケアシステムを構築することになっているが、古座川町の取り組みは。

答

従来は、医療と介護は分かれていたが、今は、情報共有を生かしているケースがあり、広域圏の協議会で検討している。

問

道路予算獲得のために県や国との連携を密にする必要があるが、行動

答 どのようなにするのか。県や国へ再三お願いに行かなければならない町であり、いろいろな方の力をかりながら進めていく。

問

官行造林地について保全事業をとめるとあるが、保全事業の内容は。

答

国の持ち分の立木を町が買い取り、自然公園にしていく計画である。

問

水源涵養を高めるのが保全事業だと理解し

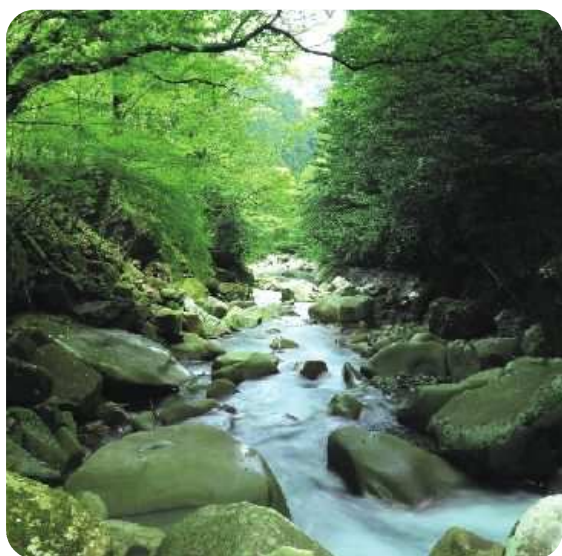
ている。保全や伐採の予算をつけて対応すべきである。

問

河川整備で20年間にわたりとあるが、県の方へ具体的に要望しているのか。

答

20年間は非常に長いので、期間を短くできないか要望していく。河川整備は、護岸の局部改修と下流から浚渫を並行しながら、おこなう予定。



玉ノ谷 (平井地区)

当初予算に対する質疑

総括

歳入

問

町長は、改選期でもあり、当初予算をどのような思いで組んだのか。

答 この4年間で振り返り、抑制したい思いと、継続事業も多分であり、早く処理したい思いで予算編成した。

問

森林環境税5896万2000円は、2年で単年度にすると約2948万円であるが、事業をやらないと返還になるのか。

答 今のところ、返還については聞いていない

問

串本古座高等学校地域協議会負担金78万7000円で今年の特員が120名、応募が61名と存続の危機と思われるが、どのような協議がされているのか。

答 次の協議会で実態を踏まえ、一つの議題となると思うので、じっくり協議したい。

問

池野山の一部をおこなうが、今後は予算の増額も考え進めたい。

答 本年度は、高池上部と池野山の一部をおこなうが、今後は予算の増額も考え進めたい。

問

公用車を他の課も合わせ3台購入するが、ドライブレコーダーを取り付けるのか。

答 付ける予定である。

問

クマノザクラ保全整備業務委託料74万2000円の内容は。

答 優良木5カ所のうち、1、2カ所を整備したい。

問

森林環境税を使っての意向調査業務委託料1000万円であるが、事業費が計上されていない。

答 地元のことをよく知っている森林組合に調査を依頼し、森林の手入れで困っている人のために、早く要綱を作成し事業化に取り組むべき。

問

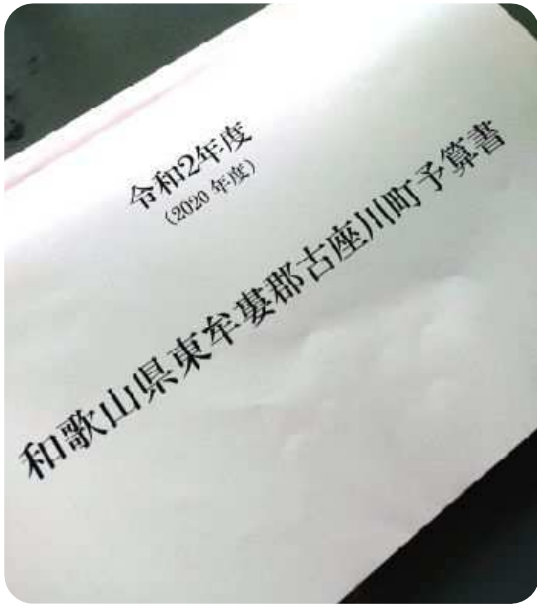
森林所有者の意向調査を実施し、取りまとめてから事業を実施したい。

答 公有財産購入費の用地購入費123万7000円の内容は。

問

松根地区で、災害時の土砂の置き場として無償で借りていたが、今後利用するので購入となった。

答 ぼたん荘指定管理料720万円、指定管理者が変わっても、地元へ貢献のある運営となるのか。



次回の協議会で実態を踏まえ、一つの議題となると思うので、じっくり協議したい。

ため池9カ所の予定で災害を予測し、想定される被害の発生日点、拡大範囲、程度、下流に住居などある場合は、避難経路、避難場所などの情報を地図上に示すもの。

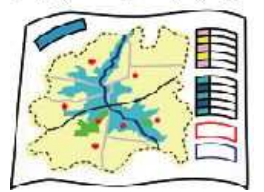
公有財産購入費の用地購入費123万7000円の内容は。

松根地区で、災害時の土砂の置き場として無償で借りていたが、今後利用するので購入となった。



ぼたん荘

ハザードマップ



商工費

土木費

問

河川維持補修工事100万円の内容は。

答

主に、高池地区、江崎川の土砂を浚渫するもの。

答

通学路は調査しているが、避難路の危険箇所も把握する必要があるため、進めたい。

問

会計年度任用職員報酬90万円は、訪問型家庭教育支援事業との説明であったが内容は。

答

新規事業で、いろいろな苦勞をされている、保育園児から中学生までの児童の居る家庭を訪問し、どの様な支援が必要なのかを検討し、体制を作るもの。高校生については、必要に応じ検討したい。

消防費

問

土砂災害ハザードマップ作成業務委託料200万円、以前に作成していたのでは。

答

県の土砂災害基礎調査は町内すべて完了し、避難路や避難施設を追加し、マップを作り変えるもの。

教育費

問

ブロック塀等耐震対策事業補助金200万円で、避難路に面した危険な箇所を調査しているのか。



討論

一般会計

反対

当初予算については積極的な面もあるが、町長の政治姿勢も含め、不十分な面があるので反対する。

賛成

町として取り入れるべき施策が予算に反映されているので、賛成する。

反対

洞 佳和

賛成

佃奈津代、橋本尚視、矢本和久、坂本卓巳、中田善和、瀧口定延、谷久司、淡佐口幸男（大屋一成議長は、採決に加わらない）

国民健康保険会計

反対

高い保険料を前提に

し、町民の願いに添った予算とは言えず、反対する。

賛成

県と一体となって、皆で支えあっているのがこの保険であり、賛成とする。

反対

賛成

佃奈津代、谷久司、矢本和久、坂本卓巳、中田善和、瀧口定延、淡佐口幸男

採決

6特別会計（七川診療所、明神診療所、へき地診療所、簡易水道事業、介護保険、後期高齢者）のすべて反対1賛成8で可決。

町道路線の認定

川口区内1号線、延長66・6メートル、幅員2・15メートルから3・1メートル。

私道であるが土地所有者より寄付を条件で、町道への認定要望書が提出された。唯一の生活道でもあ

ることから認定するもの。

古座川町高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定

下露の「ささゆり」について引き続き、社会福祉法人「高瀬会」を指定管理者として選定するもの。期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間。

ぼたん荘施設の指定管理者の指定

ぼたん荘について引き続き、一般財団法人「古座川ふるさと振興公社」を指定管理者として選定するもの。期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間。

人事案件

教育委員の任命

後任と再任の委員の任命について、全会一致で同意した。（敬称略）

後任

上浦 一剛

昭和33年生

池野山

任期は、残任期間の令和2年6月21日まで。

再任

久保 太嘉志

昭和49年生

池野山

任期は、令和2年3月27日から令和6年3月26日まで。

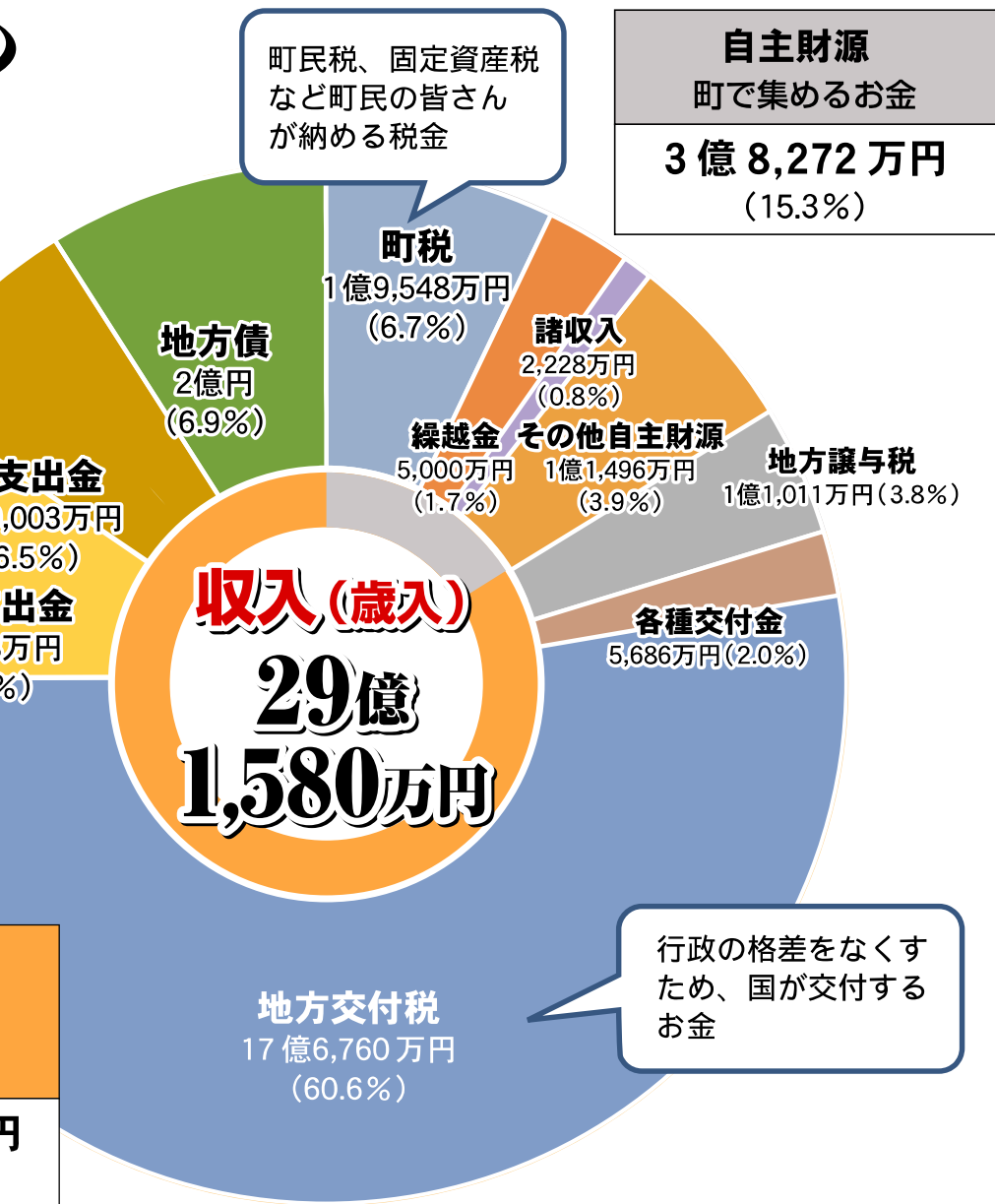


ささゆり

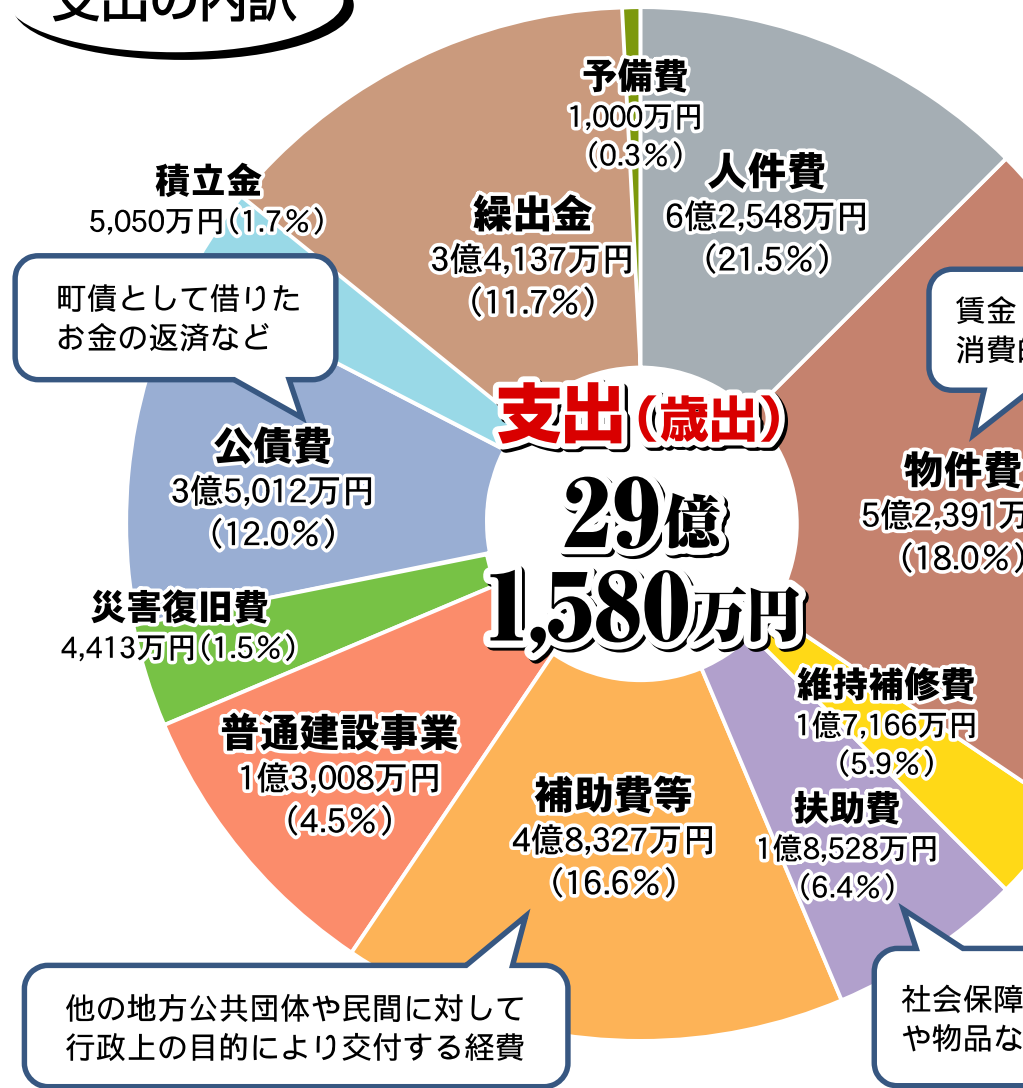
令和2年度一般会計予算 歳出の主なもの

令和2年度一般会計予算 歳出の主なもの		
総務費		
諸費	ふるさとバス運行委託料	3,000万円
地籍調査費	測量委託料（高池上部、池野山）	2,522万円
統計調査総務費	国勢調査	324万円
民生費		
社会福祉総務費	社会福祉協議会助成	4,540万円
老人福祉費	高齢者生活福祉センター指定管理料（ささゆり）	2,028万円
福祉活動費	入院時室料市区町村間差額補助金	140万円
福祉医療費	重度心身障害児者医療費	1,741万円
児童福祉総務費	学童保育所耐震改修工事	1,320万円
保育所費	保育業務委託料（上野山こども園）	791万円
衛生費		
環境衛生費	アメリカカンザイシロアリ防除関連業務委託料	140万円
農林水産業費		
農業振興費	移住定住者新築住宅等補助金	200万円
農地費	ため池ハザードマップ作成業務委託料	620万円
山村振興対策事業費	鳥獣被害対策実施隊	889万円
	有害駆除関係報償	1,887万円
	池野山集会所新築工事設計業務委託料	1,180万円
林業振興費	意向調査業務委託料	1,000万円
森林環境譲与税基金費	森林環境譲与税基金積立金	4,896万円
商工費		
商工振興費	古座川町商工会助成	240万円
観光費	地域づくり経営戦略アドバイザー報償	52万円
	三尾川公衆トイレ周辺整備工事	1,400万円
	古座川町観光協会補助金	423万円
土木費		
道路維持費	道路維持補修費（7カ所）	3,650万円
	道路舗装補修費	2,000万円
道路改良費	大柳高瀬線改良工事（100m）	2,000万円
	平井川1号改良工事（17m）	1,000万円
	立合峯線改良工事（20m）	500万円
消防費		
災害対策費	土砂災害ハザードマップ作成業務委託料	200万円
教育費		
事務局費	地産地消給食推進事業補助金	50万円
学校管理費	就学援助費（小学校）	66万円
	就学援助費（中学校）	185万円
災害復旧費		
林道災害復旧費	過年補助災害復旧工事（崩の川）	4,200万円

260万円減【前年度比 5.89%減】

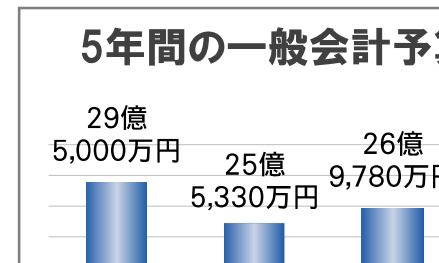


支出の内訳



令和2年度 各種会計予算額						
特別会計						
国民健康保険	七川診療所	明神診療所	へき地診療所	簡易水道	介護保険	後期高齢者医療

令和2年度の一般会計予算は、歳入歳出の総額がそれぞれ29億1,580万円となりました。元年度と比較して1億8,260万円の減。



町道大柳高瀬線道路改良工事 に関する不正事案について

第三者委員会報告書の中 から関係者の責任について、 抜粋します。

本件監督員

本件事案の主要な問題点に中心にかかわっており、最も強く非難されるべきである。

自らが利益を得る目的で行われたというわけではないものの、本件事案における責任は非常に大きい。

建設課長

建設課長によって本件事案は、本件監督員個人の問題から建設課を巻き込む問題に拡大しており、強く非難されるべきである。

自らが利益を得る目的があったわけではなく、その責任は非常に大きい。

本件検査員

虚偽の検査調査の作成経緯が上司である本

件監督員に懇願されたものであり、自ら望んだものではないことや、建設課長も虚偽の検査調書を作成することはやむを得ないという反応であり、課内で拒否しにくい雰囲気があったと考えられること、自分が利益を得る目的はなかったことなどの点を踏まえても、その責任は大きいと言わざるを得ない。

町長及び副町長

建設課が組織的に関与していたという点から、工事は誰から見ても分かる状況で4月以降も続けていたのであるから、町長や副町長の地位及び期待されている職責からすれば、監督責任があると言わざるを得ない。

町長や副町長が未竣功工事を知った時点で、そのまま工事を続ける

ことを認め、請負代金についても5月末までに終わるならと考え、強い問題意識を持たずに何らかの措置を講じなかったというのは、建設課の判断に同調したものと等しく、また、町長や副町長が和歌山県や国に速やかに報告しなかったことも正当な理由があるとは到底言えず、強い非難に値する。

町長や副町長の対応は、周囲から見れば町全体として未竣功工事を秘匿しようとしていたとの疑念を抱かせるものでもあり、問題を解決するどころか深化させたというほかに、その責任は大きい。



町道大柳高瀬線



一般会計補正予算 (第7号)

歳入

諸収入

問

工事請負代金の返還金145万1000円は、添野川の工事のことなのか。

答

添野川の工事であり、受注者から工事履行不能届が提出され、契約解除をしたものである。

問

添野川の工事業者の指名停止はあるのか。

答

入札参加審査委員会を開催し1月30日から6カ月間の入札参加資格停止としている。

歳出

民生費

問

コロナウイルス関係で学校が休校になると、家庭での対応が困難なところは、学童保育所を利用できるのか。

答

基本的には自宅待機であるが、家庭によっては学童保育所を8時から18時まで利用でき、人数が増えた場合は、小学校の教室を利用できる。

農林水産業費

問

クマノザクラ事業関係報償費を90万円減額した理由は。

答

講演会など47回予定していたが3回の実績となった。

昨年は、問い合わせがかなりあったために47回の計上をしたが、観光協会の主催もあり、

この予算での実績とはならなかった。

商工費

問

プレミアム商品券の対象者を、1100人で予算計上していたが、利用者を300人と見込んでいたのは、周知不足だったのか。

答

広報2回と回覧2回実施したが、申請率が低かったことから不足していたと思われる。

問

車を運転できない方が、利用できるように、プレミアム商品券の移動販売事業者の、登録ができたのか。

答

回覧で町内業者の方に公募をお願いしたが、移動販売方の登録がなかった。

一般質問

みんなの願いを町政に

6議員の質問事項は、次のとおりです

洞 佳和 (10ページ)

- ・ 新型肺炎対策
- ・ 古座川町の防災対策
- ・ ふるさとバスの運行
- ・ 教員の働き方改革と教育環境の整備

淡佐口 幸男 (11ページ)

- ・ 第三者委員会からの提言を受けた古座川町の今後の取り組みについて
- ・ 生活支援体制整備事業への取り組みについて

中田 善和 (12ページ)

- ・ 学校教育の社会科歴史の資料集(副読本)について
- ・ 義務教育の歴史教科書の選定について
- ・ 次期町長選挙への決意は

橋本 尚視 (13ページ)

- ・ 学校の休校に伴う対応について
- ・ 第三者委員会の報告について

坂本 卓巳 (14ページ)

- ・ 防災対策について
- ・ ふるさとバス運行について

矢本 和久 (15ページ)

- ・ 町長の政治姿勢について

一般質問とは

一般質問は、議員が町の行財政全般にわたり、事務の執行状況や将来に対する方針等について説明を求め所信をたず、議員固有の権能として許されているものです。

質問したい議員は、自分の日常活動や考え方に基つき、町の抱える課題についてあらかじめ質問内容を通告しておきます。

質問形式は古座川町議会では、質問回数が3回までと制限されている代わりに時間制限の無い方式と、一問一答で質問回数に制限はないけれども時間が70分と制限されている2つの方式があり、そのどちらかを議員が選ぶことができます。

議案に対する質疑は議題外にわたったり、自分の意見を言うことはできませんが、一般質問は提案したり自分の意見を言うことができます。

なお、議会だよりの原稿は、一人約1260字以内にとめることになっているため、全ての質問内容が掲載されているとは限りません。

新型コロナウイルスの 対策に万全を期せ

洞 佳和



要なのではないか。

健康福祉課長

今後の広報については検討したい。

質問

中国で発生した、新型コロナウイルスの感染が、瞬く間に全世界に広がった。

日本でも1500名以上の方が感染し、36名の方が亡くなった。

古座川町の対応はどうであったのか。

町長

町内放送や、お知らせを各戸配布し、啓発に努め、町主催のイベントなど、不特定多数が参加する集会などは中止をした。

質問

配布したチラシは、厚生労働省が連絡先になっている。古座川町独自の、広報活動が必要なのではないか。

健康福祉課長

今後の広報については検討したい。

教育長

県の教育委員会を通じて、要請があった。校長とも相談して、3月2日から当分の間休校とした。

質問

医師は、熱が出たからと言って、すぐに診療所に行くのは、かえって感染を拡大する可能性がある、と言っている。

また元看護師の方は、症状が出たら、かかりつけの医師に相談し、指示に従うべきであると言っている。

町長

古座川町に感染者はいないが、蔓延する可能性はある。広報を出して周知したい。

質問

安倍首相は、突然学校の休校を発表し、政府内にも混乱が生じた。休校は、自治体で独自に判断すべきではないのか。

町長

古座川町は南海トラフ巨大地震で、M9・1、震度7強を想定している。先日「被災後の街づくりを考える集い」に参加した。

防災計画は、町民全体で共有し、繰り返し訓練することが大切であると言われた。

古座川町の防災計画はどうなっているのか。

町長

地域防災計画では、町、県、消防など関係機関と共同で、応急対策や復興にあたる計画

となっている。

町民への周知については、十分ではないと考えている。

質問

東北地震の時に、地籍調査が十分におこなわれていなかったために、復興の妨げになった。

古座川町における、地籍調査の現状はどうか。

総務課長

災害の復旧や公共工事の円滑化のためにも引き続き地籍調査を進めたい。

防災対策はどうなっているのか

ふるさとバスの見直しをおこなえ

質問

災害発生時に、仮設住宅の建設が重要になってくる。仮設住宅を建てる場所が、確保されているのか。

総務課長

また決まっていない。事前に候補地を選定することは、重要である。

町長

災害の起こらない所に、住宅地の造成と合わせて、調査、整備を進めたい。

ふるさとバスは昨年10月から増便され、新しい体制でスタートした。スタートから半年、利用者の皆さんの要望をどのよう受け止め、見直しをおこなうのか。

町長

一年経過後に、各路線の利用状況や要望を取りまとめ、見直しをおこなう。

質問

もつとスピード感を持って、早く見直しをおこなうべきである。

総務課長

すぐに対応できるものとめたものです。

町長

有償タクシーの導入については、調査研究をする。

町長

懇談会などはおこなっているのか。

総務課長

懇談会は開いていないが、利用者の意見を聞く場を設けたい。



ふるさとバス

第三者委員会からの提言を受けた 古座川町の今後の取り組みを問う

淡佐口 幸男



工事の検査体制の改善策を具体的に述べて頂きたい。

町長

検査事務は機能しているかと判断している。提言にある検査業務の分離技術職員の確保が絶対条件であり、当面は現行体制でいくが部外委託も検討していく。

質問

工事の進捗管理について監督員が恣意的にならない様、どの様なルールを定め定着させていくのか。

町長

年度内完成が困難と判断すればすみやかに

繰越手続きを講じ、毎月末進捗状況調査により町長へ報告。関係課長は工事現場に向き工程管理をおこなっており今後も継続する。

質問

職員に対するコンプライアンス教育は誰がどの様な形でおこなうのか。

町長

大変重要な課題であると認識している。今後不適切な事務処理を二度と起こさないために、定期的な研修等の実施を計画していく。

質問

職務遂行上の上下間の風通しが悪ければ、情報の共有化が出来ない。今後この体質をどの様に指導し改善していくのか。

町長

報告、連絡、相談については、常々指導を

していたが、今回の事案が発覚後改めてその重要性について認識をし、徹底するよう指導すると共に、職場の改善に努めていく。

質問

私は、それぞれの職員が職務の遂行に対し、頑張っていると感じている。しかし組織としてのまとまりが必要である。ガバナンスを強化し、役場組織が一丸となつて動いてこそより大きな力を出す事ができるのではないかと

町長

ご指摘のとおり不祥事が発覚したと言う事は連携が充分取れていなかったと私自身反省をしている。このような事は二度と起こしてはならないと言う事を肝に銘じて統治に努めていく。

質問

私は報告、連絡、相談や「いきいきカマス」の話しについて、昔上司から指導を受けた記憶がある。この意識づけは非常に重要である。「いきいきカマス」は水槽の中で毎日魚が泳ぐののパターンで泳いでいる。そこへ元気なカマスを一匹入れると水槽の中の魚は食われまいと今までとは違い活発に泳ぎだすと言う話である。表現は悪いかも知れないが、今までの常識が常識ではなくなる様な意識改革が必要ではないかと

副町長

組織のあり方、あるいはその仕事をおこなう上でのガバナンス、そういった点では非常に貴重な意見だと思つた。私もそういった面では我々トップも含めて、職員に物事の考え方、あるいは今後の事業の進め方等、日々問いかけていく事により、職員との連携も図れると思う。

質問

私は報告、連絡、相談や「いきいきカマス」の話しについて、昔上司から指導を受けた記憶がある。この意識づけは非常に重要である。「いきいきカマス」は水槽の中で毎日魚が泳ぐののパターンで泳いでいる。そこへ元気なカマスを一匹入れると水槽の中の魚は食われまいと今までとは違い活発に泳ぎだすと言う話である。表現は悪いかも知れないが、今までの常識が常識ではなくなる様な意識改革が必要ではないかと



保健福祉センター (川口)

も取り組んでいきたい。

生活支援体制整備事業への取り組みを問う

古座川町は高齢化が進み一人暮らしの高齢者が多く、その中には介護認定者や認知症の方も少なくはない。

生活支援体制整備事業を社会福祉協議会へ委託しているが、整備事業の構築という面では具体化されていない。

町長

この事業は地域全体

で高齢者の生活を支える体制を整備するものであり、社会福祉協議会を中心に、地域包括支援センター、役場健康福祉課により、協同で進めている。

今後引き続き全町民を対象に学習会を開催すると共に、サービスの担い手の養成や地域課題を解決する助け合い活動の支援について関係機関と連携して取り組む。

(この文章は本人がまとめたものです)

次期町長選への決意を問う

中田 善和



リーダーとして求められると考える。追いつきを許さない産業を考えようではないか。

町長

皆さん方とともに、町おこしを進めていくので協力をお願いする。

西前町長は職員の時代から長く町政にかかわっている。次期町長選挙に出場するのであれば意欲と決意をお伺いしたい。

町長

私の政治姿勢は公正、公平な町、社会の実現である。町民の声や思いに耳を傾けながら行政に反映させることを基本姿勢としている。介護の充実や、住宅地の確保など、実現していない公約の達成を目指したい。

質問

現在の人々のお世話をしながら、古座川町を发展させて行く事が

学校教育の社会科 歴史の副読本（補助教材）は必要か

小学校で使っている東京書籍の歴史教科書と副読本では、日本はこんなに悪い事をしましたという記述のオンパレードである。日本が一方的にアメリカとの戦争を始め、資源を求めてアジアを占領したという記述内容で、「日本語の勉強を強制される朝鮮の子どもたち」「日本の攻撃で炎

上するフィリピンのセブ市」「鉄道建設で働かされる人々」「日本で働かされる朝鮮の人々」といった写真が並び、

日本は何てひどい事をしたのかと思わざるを得ない内容になっている。

米英蘭仏など欧米列強国がすでにアジアを侵略していたという説明がなく、日本だけが悪者になっている。

こんな教科書と副読本で日本の歴史を教えられる子供たちはかわいそうだ。小さい時に頭にすり込まれた事はなかなか払拭できないものだ。検定を通らない副読本を使って、学校でこんな事を教えているのは大問題である。

（上田真弓さんの投稿）

副読本はどういう位置づけなのか。

教育長

教科書だけでは説明

教育長

教科書無償の原則が有名無実化して検定の意義をなくしているのではないか。

教育長

教科書に準拠した補助教材については、教育委員会として認めている。

買えないのはなぜか。

教育長

一般や塾で使用すると学校に迷惑をかける事があるからである。

質問

教科書の展示会はあるが副読本を展示しないのはなぜか。

教育長

教科書は法律で義務づけられているが、補助教材は義務づけがない。

質問

副読本は各学校から教育委員会へ届け出がなされているのか。

教育長

届け出の規定はあるが、煩雑さを避けるために不要という規定もある。

質問

教科書無償の原則が有名無実化して検定の意義をなくしているのではないか。

教育長

教科書に準拠した補助教材については、教育委員会として認めている。

質問

法律が問題ではなく、冒頭で紹介したように日本だけを悪者にする表現は良くない。先祖が悪者では将来は暗いと考えられる。学習指導要領では我が国の歴史に対する愛情を深める事

教育長

教科書に準拠した補助教材については、教育委員会として認めている。

質問

法律が問題ではなく、冒頭で紹介したように日本だけを悪者にする表現は良くない。先祖が悪者では将来は暗いと考えられる。学習指導要領では我が国の歴史に対する愛情を深める事

教育長

我が国の歴史に対する愛情、国民、国家に対する自覚を深めると書いています。

議員

今回の採択においては、この内容を踏まえた教科書を採択してもらいたい。

議員

（この文章は本人がまとめたものです）

となっているのではないか。

教育長

我が国の歴史に対する愛情、国民、国家に対する自覚を深めると書いています。

議員

今回の採択においては、この内容を踏まえた教科書を採択してもらいたい。

議員

（この文章は本人がまとめたものです）



補助金に伴う今後の対応は

橋本 尚視



応策が遅くなり深く反省をしている。

副町長

5月20日以降の対応について非常に遅くなった事について猛省している。

質問

再発防止の最初に来るのは、町長、副町長の意思疎通を図ることではないのか。

第三者委員会の報告結果の中で5月20日以降、町長、副町長が話し合いをしていなかった事で、対応の遅れがあったと指摘されている。副町長の果たす役割について、その職責を十分に果たされたのか、文章開示を含めて、どのような形で住民の皆様方に知らせていくのか。

町長

工事の遅れの報告を受けてから、対応策について協議してきたが、私が工事業務や交付金の事項について知識が不十分であり、県・国への報告の遅れなど対

開示や、地域説明会を早期におこないたいと考えている。

議員

なるべく早く、透明性をもって、不信の払拭に努めて頂きたい。

休校対策は

コロナウイルスに対する学校の休校について、保護者説明会や通達に問題はなかったのか、学童保育所との連携は取れていたのか、



学童保育所のない明神三尾川地区の児童生徒への対応は十分であったのか、給食調理員の方や食材納入業者への対応はどうであったのか。

教育長

2月28日、文書により保護者に連絡させて頂いた。

感染防止対策として、急を要する事でありやむを得ない処置であったことを理解いただいていると考えている。

次に、学童保育所との連携は十分に協議を行い3月2日から、午前8時から午後6時までの開所対応をお願いした。

明神、三尾川の子供たちには、お子様が家庭で過ごすことのできない場合は保護者の方が学校に相談出来るよう配慮している。

給食調理員の方は、調理場の清掃や片付け、または学校業務、宿題の配布、回収等のために出勤していただいている。食材納入業者につきましても、串本町



の給食センター以外の学校は自校で発注しているもので、休校の決定時に3月以降の発注を中止するように連絡している。

質問

授業の遅れについて、宿題は出しているが理解力等についてどう判断していくのか、授業の遅れを取り戻すための施策をどのように考えているのか。

教育長

学習の遅れは、未履修というのがどの程度

あるのか、各学校から報告を貰っているが、幸い大きな遅れが各学校共に見当たらない状況である。春休みに補修等を行い遅れを取り戻す為の指導をしていく。

議員

特に、お願いしたいのは、子供たちの学力が落ちないように引き続き取り組んでいただきたい。

(この文章は本人がまとめたものです)

災害廃棄物処理計画の策定はできているのか

坂本 卓巳



て、計画の策定に向けて取り組んでいく。

質問

以前から「古座中学校の避難施設に、マツトなど住民が安心して避難できる備品を」とお願いしている。

死者、行方不明者、震災関連死を合わせて2万2167人が犠牲となった東日本大震災は、3月11日発生から9年目を迎えた。

町長

当町においても、その年の9月3日、4日にかけての大雨により大水害の被害に遭い、災害ゴミ処理で大変な思いをしたが、当町は災害廃棄物処理計画の策定はできているのか。

現段階では、計画は策定していない。

大規模災害が発生した場合の災害廃棄物等の処理について、必要な被害想定をおこなっ

定するようと言われている。

質問

和歌山県では美浜町が、昨年春に策定しているが、当町の取り組みはできているのか。総務課長

重要性については、十分認識している。できるだけ早い段階で当町においても取り組んでいきたい。

質問

大水害後に採用された若手職員に、古座川大水害の記録冊子などは見せたことがあるのか。総務課長

大水害後に採用された職員に、冊子を個別配布したり説明したことはない。今後は、若手職員にも見てもらう。

質問

南海巨大地震に備えて、事前復興計画を策

議会での町長答弁は軽いものなのか



災害用簡易段ボールベッド

ふるさとバスの運行について、昨年3月議会、9月議会において委託業者との話し合いをお願いしている。

町長は、私か副町長で委託業者と話し合いをしますと答弁しているが、未だに話し合いもせず、新年度予算を組んでいる。町長答弁はそんなに軽いものなのか。

町長

運行委託については、平成14年3月から一定

ら進めていく。

質問

ふるさとバスの修理や車検のときに、役場のバスを年間にして1カ月以上使用している。委託費から12分の1引くべきではないか。総務課長

バスの貸し出し分については委託業者と一応の話し合いはしてみたい。

質問

町長は、「私か副町長で、委託業者と話し合いをします」と議会でき答弁している。やらないのであれば、撤回していただきたい。

町長

指摘のとおりである。担当課で熊野交通さんと連絡が取れれば、難しいことではないのもう一回機会をやっていたらいい。

向こうで話し合いをすることはやぶさかでない。私が行けないときは副町長に行ってもいい話し合いをする。

副町長

総務課長と、概略は打ち合わせしている。以前からこういう形でできていると、総務課長から聞いています。業者と話し合いなが

(この文章は本人がまとめたものです)

町長の政治姿勢を問う

矢本 和久



町長

指摘された、不適切な処理に至った経緯や問題点、責任及び再発防止に向けた報告を真摯に受け止め、失った信頼回復に向け取り組みたい。

質問

役場の組織図を見ると、職員と町長との間に副町長が存在する。職員が意識改革しても、トップ2名が改革しないと対策にならない

いいのではないかと。

副町長

組織は、業務が分担しており、各段階でのチェック機能に問題があった。

第三者委員会の指摘もあり、再発防止委員会を設け、検証し対策したい。

質問

職員から5月に問題が報告され、9月議会の決算審議で議員から指摘されるまで「これ

信頼回復

町道大柳高瀬線道路改良工事に関する不正事案について、第三者委員会からの報告について町長の見解を聞く。

第三者委員会報告書

(町道大柳高瀬線道路改良工事に関する不正事案について)

令和2年1月29日

古座川町 第三者委員会

だけの長期間報告していなかったことを踏まえると、指摘されなければ、そのまま報告せざるにいた可能性も否定できない」と、第三者委員会から指摘されているが。

町長

決して隠蔽するとかの思いで、決算書を上程したわけではない。

働き方改革

課の再編成

役場内の課の編成について、課を減らしてきた歴史に逆らい、産業建設課を分課した。思うような結果が出ていないが。

町長

課長の管理業務が隔々まで行き届かないなど、支障が出てきたので分課した。今後も再編成をせず、現体制で業務遂行に努めたい。

文書主義の徹底を図れ業務の中で、報告書類が無いなど、第三者

委員会から指摘もされている。

行政事務の遂行に当たっては、正確性の確保、責任を明確にさせる観点からも、文書を残す事は非常に重要である。

町長

普段から文書主義の徹底を図り、町民の共有財産でもある、公文書をきちんと残すべきである。

町長

文書主義の徹底について、指摘通りに重要であるので、記録を残すことを指導したい。紙の無い業務を目指せ

公文書を残すには、大変なデータ量になる。紙媒体で保存するより、電子化する事により、薄型で持ち運びできる端末を利用できる。煩雑な労務を軽減でき、災害時などには情報共有も容易になる、ペーパーレス化に取り組むべき。

町長

行政事務全般において、紙媒体でのやり取りが多い現状だが、先

進地の事例も参考に検討したい。

道路網を充実させよ

紀伊半島一周の高速道路が形として見えてきた今、アクセス道も含め町内道路網整備について、大胆な構想で要望活動すべきではないのか。

町長

高速道路整備が進む今日、町内未整備区間も要望のチャンスであり、皆様の協力で活動をおこないたい。(この文章は本人がまとめたものです)



3月30日 第1回臨時会

決算不認定の議決を踏まえて講じた措置について

会を設置した。経緯

報告について、要約して掲載します。決算の認定に係る議決の内容

工事が未竣工であるにもかかわらず、工事請負代金を支出し、不適切な処理によって交付金を受けとっていたことが判明したため、9月議会において、決算認定が否決された。不適切な支出の概要

工事が未竣工であるにもかかわらず、虚偽の書類を県に提出したことにより、交付金を不正に受給し、工事請負代金が支払われるという、不適切な支出が決算に含まれていた。

9月議会でも不適切な処理を指摘され、県へ報告。不適切な支出に関する調査結果

再発防止を図ることを目的に、第三者委員

現場写真や現地の確認など6項目の再発防止策を講じ、第三者委

員会からの再発防止策について、真摯に対応する。

職員の処分について

建設課主任 停職2カ月
建設課長 減給10%2カ月
建設副課長兼検査員 減給10%1カ月

質疑

問

町長、副町長の、責任についての報告がないのはどうしてか。

答

町長、副町長は特別職であり、処分の対象になっていないためである。

問

交付金の返還にあたり、業者に違約金の請求を考えていないのか。

答

工事の履行遅滞に対する入札参加停止及び損害金については検討中である。

問

町長は、5月20日に報告を受けどうして9月12日まで県に報告しなかったのか。

町長、副町長の認識不足と、現状認識が遅れたためである。

問

住民の皆さんへの、経過の説明はどうなっているのか。

答

4月に町内5カ所で、町長以下各課長も出席して説明会を行う予定である。

問

コロナウイルスの今後の感染状況も見ながら、課長会などで検討したい。

答

交付金の返還金1141万円、返還日は3月31日

補正予算

問

交付金の加算金が115万円となっているのに、予算はどうして119万円計上しているのか。

答

加算金は、3月31日で返還することを前提

としている。一方予算は、4月15日(納期限)を前提として計算している。

問

町長の給与を20%、副町長の給与を10%、4月1日から、それぞれ3カ月間減額する。

答

町長、副町長の給与減額の合計額が、48万円であるが、妥当な金額なのか。

問

いろいろな事例を参考に決めた。

答

町長、副町長の給与の減額だけ出されて、全体的な負担額が示されていない。

問

法律的な立場での、弁護士先生の意見を聞いて、今後の対応に努めたい。

答

責任の取り方は、給与の減額以外にも考え

条例改正

討論

ていると言っていたが、損害金が発生した時のことかと思うが、今回の処分とは別の考えと、位置付けている。

賛成 町長の給与減額は、誠意を持った姿勢であると考える。補助金や追徴金については、県からの指導を仰ぐことを申し添えて賛成する。

反対

全体的な負担額の提示もなく、給与の減額だけを出されても、納得して承認する気持ちにはなれないので反対する。

賛成

町長の給与減額は、誠意を持った姿勢であると考える。補助金や追徴金については、県からの指導を仰ぐことを申し添えて賛成する。

反対

賛成多数で可決。

賛成

佃奈津代、矢本和久、坂本卓巳、橋本尚視、洞 佳和、谷 久司、中田善和、瀧口定延、淡佐口幸男

(大屋一成議長は、採決に加わらない)



あづまプラッツ

委員会の先進地

視察報告

ひきこもり者社会参加支援センター
と泉大津市へ

「あづま プラッツ」

総務常任委員会では、令和2年1月9日に新宮市のひきこもり者社会参加支援センター「あづまプラッツ」を視察。「あづまプラッツ」の

名前の由来は東牟婁郡を意味する「東(あづま)」「ドイツ語で広場を意味する「プラッツ」を合わせ「東の広場」「あづまプラッツ」とした。この「居場所支援」を通して、ここに集う若者たちがいろいろな経験を積み重ねていくことで、社会に向けて歩き始める力を

身に付けて欲しいという思いで名づけられた。ひきこもり者と社会を繋ぐ足がかりとして、本人がいつでも気軽に立ち寄り、安心して過ごせる、心配を一人で抱え込まないよう、いつでも相談できる環境の場所、本人の状態などに合わせ、必要な情報の提供や他施設の連携をはかり、社会復帰に向けた支援を行っている。

「あづまプラッツ」を啓発することにより、ひきこもり者の社会参加への第一歩となるよう期待し、また、利用者には、公共交通機関の費用を助成するなど、今後協議しながら町当局に提案や要望をしていきたい。

泉大津市

令和2年2月3日から4日にかけて、議会運営委員会は、大阪市にて「自治体向けICT推進セミナー」受講と泉大津市議会のペーパー

レス化システム導入先進地の視察をおこなった。
7年前から例規集をタブレット化しているが、さらなる議会改革とペーパーレス化に向け視察をおこなった。
セミナーは、主催者の東京インタープレイ(株)が運営するペーパーレス会議システムを導入している兵庫県たつの市議会議員による「タブレット端末の導入について」の講演。
市議会では、平成27年2月の先進地視察から始まり導入会議、タブレット使用規定などの整備をおこない、平成30年8月の導入に至るまでの経過説明があった。

効果として、資料を電子化でき資料の持ち運びがなくなり、会議の効率、過去の資料との比較が容易になると共に、議員や事務局との連絡が迅速化したこととの報告。
また今後の課題として、現在は紙資料、タブレット併用なので操作研修等継続的に実施し、完全ペーパーレス化に向け取り組みをさらに進めている。
その後、主催者による「議会ICT化と働き方改革」端末操作説明を受け終了。
システム導入している先進地自治体の泉大津市議会
平成29年4月からペーパーレス化専門部会の設置から始まり平成30年1月には、通信業者の入札実施をおこない、令和元年6月定例会議より完全ペーパーレス化を実施している。

導入目的
・ 資料が電子化され受け渡しが可能で、スマホにも転送可能
・ 外出先で資料を見ながら説明が可能
・ 過去の資料保管、整理の心配がなくなる
・ 膨大な資料検索が素早く、簡単にできる

効果
・ 用紙、コピー、通知郵送費などの経費削減
・ 資料編纂、配布などの煩雑な労務作業の軽減
・ 資料の差し換えが容易である
・ また経費は初期設定、通信運搬費、使用料などで450万円、毎月のランニングコスト約33万円となっているが、紙媒体の削減などと、数字では表せない労務軽減、情報の共有、災害対応などがある事も報告された。
最後に、古座川町は面積が広大で、福祉・教育などの情報共有と、災害発生時には、より迅速な対応が求められている。
できる限り無駄な労務を無くし、より良い住みやすい町にするため、必要な環境システムであると感じた。



泉大津市

意見書の送付

新たな過疎対策法の制定に

議員提案の意見書を議決して、国の関係機関に左記のとおり送付しました。

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対

する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全な生活に

寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

〈意見書提出先〉

- 内閣総理大臣
- 総務大臣
- 財務大臣
- 農林水産大臣
- 国土交通大臣



条例改正

古座川町国民健康保険条例の一部を改正する条例

国民健康保険条例では、令和2年4月1日から葬祭費を2万円から3万円に増額するもの。

議会日誌

との懇親会

〈2月〉

2日〜3日

議会運営委員会視察

研修 (大阪府)

13日〜14日

和歌山県町村議会議長会正副議長事務局長研修会 (和歌山市)

17日

和歌山県後期高齢者医療広域連合定例会 (和歌山市)

18日

紀南環境広域施設組合議会定例会 (田辺市)

18日

串本古座高等学校地域協議会 (串本町)

19日

新宮周辺広域町村圏事務組合議会 (新宮市)

19日

東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合議会定例会 (新宮市)

25日

議会運営委員会

1日

クマノザクラ植樹祭

〈3月〉

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会説明会 (新宮市)

29日

和歌山県町村議会議長会臨時会及び県幹部

24日

東牟婁郡町村議会議長会臨時会 (太地町)

17日

市町村アカデミー研修会 (千葉県)

16日〜17日

議会便り編集委員会

12日

出初式

10日

議会便り編集委員会

編集委員会より

中国で発生した、新型コロナウイルスの感染が、瞬く間に全世界に広がりました。公的医療保険制度のないアメリカでは、感染者が17万人を超え、伝染病の恐ろしさを、目の当たりにしました。「日本人で良かった」と思うと同時に、公的医療保険制度の拡充が求められているのではないのでしょうか。

町道の改修工事に関して、国庫補助金の不正受給問題が発生し、平成30年度決算が不認定となりました。3月議会では、国への補助金の返還と、町長、副町長の給料の減額が決まりました。

行政に対するチェック機能が働き、議会としての最低限の仕事ができたのではないかと思っています。町民に関心を持ってもらえる議会にするために、頑張りたいと思います。(洞 佳和)